

近 畿 地 建
資 料 配 布

配布日時	平成11年7月27日 14時
------	-------------------

件 名	平成11年度「道路をまもる月間」諸行事について 期 間 平成11年8月1日～平成11年8月31日の間
-----	---

取り扱い日時	_____
--------	-------

同時配布	近畿建設記者クラブ 大手前記者クラブ
------	--------------------

問い合わせ先	近畿地建 道路部路政課 06-6942-1141 代 建島 内線4152
--------	---

本年も8月1日から8月31日までの1カ月間を「道路を
まもる月間」として関係団体等の協力を得て建設省をはじめ、
各道路管理者の主催による広報活動が実施されます。

近畿地建の道路関係事務所でも8月10日の「道の日」を
中心に各種イベント、講演会、パレード、街頭PR等を実施
します。

イベント一覧表

主催事務所	日時	場所	イベント内容 (イベント名)
滋賀国道工事事務所	8月1日 (日) 16:10～19:00	滋賀県彦根市 ＪＲ彦根駅前 彦根港	(オープニングセレモニー) セレモニー、パレード (「道の日」たそがれライブ) クイズ大会、ライブコンサート
	8月12日 (木) 13:30～15:30	滋賀県大津市 大津市民会館	(「道の日」親子ふれあい劇場) マジックショー、クイズ大会、キャラクターショー
福知山工事事務所	8月15日 (日) 13:00～17:50	京都府福知山市 福知山市厚生会館	(みちは友だち ふれあいステージとパネル展) キャラクターショー、ＫＢＳ京都公開放送 (クイズ、コンサート)、パネル展
大阪国道工事事務所 浪速国道工事事務所 近畿幹線道路調査事務所	8月10日 (火) 10:30～ 12:00～12:30	大阪市北区 そねちか (曾根崎地下歩道) 御堂筋	(みちがえる大阪のみち) セレモニー、作品展示、トークショーほか 街頭ＰＲ
浪速国道工事事務所	8月6日 (金) 12:30～16:30	枚方市楠葉 京阪くずは駅前 モール街	(「緑立つ道」道の日記念イベント) ステージショー、クイズ、パネル模型展ほか
豊岡工事事務所	8月 5日 (木) 10:00～ 8月10日 (火) 10:00～ 8月 4日 (水) 8月10日 (火) 13:45～	兵庫県朝来郡山東町 ～三方郡村岡町 兵庫県養父郡関宮町尾崎 兵庫県養父郡養父町 兵庫県養父郡関宮町	(小学生一日パトロール) パトロール隊員任命書交付、道路管理用機器説明、パトロールカー等体験乗車 (ハンカチ配布) 通行車両運転手等に配布 (空き缶拾い)
姫路工事事務所	7月31日 (土) 17:00～19:00	兵庫県姫路市 大手前公園	(「道の日」にぎわいコーナー) 姫路お城祭りに出展 ゲーム、アンケート
兵庫国道工事事務所 阪神国道工事事務所	8月10日 (火) 10:30～12:00	神戸市中央区 ＪＲ三宮駅南口広場 三宮センター街及び元町商店街	(「道の日」街頭キャンペーン) セレモニー パレード、ＰＲグッズ配布等
奈良国道工事事務所	8月9日 (月) 14:00～16:00 8月24日 (火) 14:00～15:30	奈良県奈良市 なら１００年会館 奈良県橿原市 かしはら万葉ホール	(「道路をまもる月間」フェスティバル' 99) セレモニー、講演会 (ちびっこふれあい劇場' 99) ちびっ子ふれあい劇場

主催事務所	日時	場所	イベント内容（イベント名）
和歌山工事事務所	8月8日（日） 13:00～16:10	和歌山県和歌山市 和歌山市民会館	（ロードフェステ 21） 小学生とキャラクターによる道路清掃ビデオ、ミニトークショー、ファミリー劇場、抽選会、パネル展ほか
紀南工事事務所	8月1日（日） 10:00～17:30 8月10日（火） 10:30～16:00	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町 那智勝浦町体育文化会館 和歌山県田辺市 南紀熊野体験博 田辺新庄シンボルパーク	（ロードフェスタ'99～未知の体験・みち遊び～） インラインスケート、トーク&クイズ、大道芸とみち遊び、コンサート、キャラクターショー キャラクターと記念撮影会・握手会、VICS紹介ビデオ上映・パネル展示、道路相談コーナーほか
福井工事事務所	7月31日（土） 13:00～21:00 8月1日（日） 13:00～21:30	福井県福井市 福井駅前広場	（「99ペンタワイワイ夏まつり」） パネル展示、クイズ、アンケート、PRグッズの配布、記念撮影会、クイズ大会ほか

平成11年度道路愛護団体等感謝状贈呈一覧表

NO.	局長 所長の別	団体 個人の別	(ふりがな) 団体名・個人名代表者名・住所	団体設立 年 月 日 構成人員	年齢	作業内容	作業従事期間	年間作 業日数	作業地・延長・面積	表彰区分	備考
1	局長	団体	みどうすじ 御堂筋センタービル	7社		歩道・植栽帯 の清掃	昭和60年から 14年間	月1回	一般国道25号 160m	道路愛護	大阪国道
2	局長	団体	おおいしりょう 大西衣料(株)	昭和29年 750名		歩道・植栽帯 の清掃	昭和49年から 25年間	月1回	一般国道25号 340m	道路愛護	大阪国道
3	局長	団体	にほん おおさか 日本ボーイスカウト大阪104 団	昭和40年 大人8人 子供22人		歩道・地下道 の清掃	平成3年から 8年間	月1回	一般国道43号 JR井天町駅周辺300m歩道 井天町駅前第一・第二地下道	道路愛護	大阪国道
4	局長	団体	おんせんちやういどうふじんかい 温泉町井土婦人会	大正12年 64名		花壇への植栽 、維持管理	平成3年から 8年間	月1回 他	一般国道9号 170m	道路愛護	豊岡
5	局長	団体	あまがさきしりつじやうようちやうがっこう 尼崎市立常陽中学校	昭和58年 頃 約500名		地下道・周辺 歩道の清掃	昭和58年から 15年間	月1回	一般国道171号 200m	道路愛護	兵庫国道
6	局長	団体	にのみやしりつこうぶちやうがっこう 西宮市立甲武中学校	昭和51年 約510名		地下道の清掃 壁画の製作	昭和51年から 23年間	月1回 他	一般国道171号 50m	道路愛護	兵庫国道
7	局長	団体	やまぞえむらじやうこうかいせいねんぶふじんぶ 山添村商工会青年部・婦人部	約35名 約80名		空き缶ゴミ等 回収、カーブ ミラー清掃	昭和54年から 約19年間	年2回	一般国道25号 名阪各インター、バス停周辺 約1.5km	道路愛護	奈良国道
8	局長	団体	ならけんりつやまべこうとうがっこうやまぞえぶんこう 奈良県立山辺高等学校山添分校	昭和24年 86名		道路清掃、フ ワット設置及 び植栽帯入替	昭和61年から 13年間	月1回	一般国道25号 山添名阪バス停及び植栽帯 600m	道路愛護	奈良国道
9	所長	団体	おおさかしりつにしてんまじやうがっこう 大阪市立西天満小学校	生徒90名 教師・P T A		歩道・植栽帯 の清掃	平成2年から 9年間	年1回	一般国道25号 240m	道路愛護	大阪国道

NO.	局長 所長の別	団体 個人の別	(ふりがな) 団体名・個人名代表者名・住所	団体設立 年 月 日 構成人員	年齢	作業内容	作業従事期間	年間作 業日数	作業地・延長・面積	表彰区分	備考
10	所長	団体	せんしゅうしんようきんこ いずみしてん 泉州信用金庫 和泉支店	昭和53年 10名		歩道の清掃・ 除草 側溝の清掃	平成9年から 2年間	毎日 30分	一般国道26号 25m	道路愛護	大阪国道
11	所長	団体	おおさかしりつできしましょうがっこう 大阪市立出来島小学校	昭和39年 生徒274名 先生23名		歩道・地下道 の清掃	平成8年から 3年間	年3回	一般国道43号 500m	道路愛護	大阪国道
12	所長	団体	あまがさきしりつむこがわきたようちえんいくゆうかい 尼崎市立武庫川北幼稚園育友会	昭和45年 頃67名		地下道・周辺 歩道の清掃	昭和45年頃か ら28年間	月1回 他	一般国道171号 200m	道路愛護	兵庫国道
13	所長	団体	ありたちほうせいしょうねんだんたいいれんらくきょうざikai 有田地方青少年団体連絡協議会	昭和46年		ごみ・空き缶 の収集	20数年	年1回	一般国道42号 15km	道路愛護	和歌山
14	所長	個人	しみず まきえ 志水 牧枝		80歳	歩道・植栽帯 の清掃	平成元年頃か ら10年間	毎朝夕 1回	一般国道43号 深江交差点周辺 100m	道路愛護	兵庫国道
15	所長	個人	なかにし たかよし 中西 隆吉		71歳	高架下美化清 掃	昭和56年から 18年間	週2回	一般国道24号 八条高架下 260m	道路愛護	奈良国道
16	所長	個人	なかたに かずみ 中谷 一三		62歳	道路情報モニ ター	昭和62年から 12年間	不定数 36回 ／3年	一般国道25号(名阪国道) 山添インター付近	道路モニター	奈良国道
17	所長	個人	いながき かずしげ 稲垣 和重		42歳	道路情報モニ ター	昭和60年から 14年間	不定数 33回 ／3年	一般国道163号	道路モニター	奈良国道

平成11年度「道路をまもる月間」実施要綱

I 目 的

この運動は、安全で快適な道路環境を保持するため、交通安全施設等の点検と整備を推進するとともに、道路の正しい利用の啓発と道路愛護思想の普及を図り、道路を常に広く美しく、安全に利用する気運を高めることを目的とする。

II 期 間

平成11年8月1日(日)から8月31日(火)までの1箇月間

III 主 催

建設省、北海道開発庁、沖縄開発庁、都道府県、市町村、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団、地方道路公社

IV 後 援(予定)

総務庁、警察庁、環境庁、文部省、厚生省、運輸省、自治省

V 協 賛(順不同)(予定)

(社)建設広報協議会、(社)道路緑化保全協会、(社)日本橋梁建設協会、
(社)日本新聞協会、(社)日本道路協会、(社)日本道路建設業協会、
(社)日本民間放送連盟、(社)全国道路標識標示業協会、
(社)阪神有料道路サービス協会、
(財)首都高速道路協会、(財)首都高速道路厚生会、
(財)首都高速道路技術センター、(財)阪神高速道路管理技術センター、
(財)全日本交通安全協会、(財)道路サービス機構、
(財)ハイウェイ交流センター、(財)日本道路交通情報センター、
(財)本州四国連絡道路管理協会、(財)道路厚生会、
(財)道路管理センター、(財)道路環境研究所、
(財)道路保全技術センター、
全国建設弘済協議会、全国道路利用者会議、道路広報センター、
道路整備促進期成同盟会全国協議会、日本放送協会

VI 運動の重点

1. 道路環境の点検と整備
2. 道路の正しい利用の指導
3. 道路愛護思想の普及
4. 広報活動の推進

VII 推進標語

- 最優秀作品 ・ 「いい道を 歩けば軽い 靴の音」
優 秀 作 品 ・ 「さわやかな 風と笑顔の出会う道」
・ 「暮らしよい 国も地方も道路から」
・ 「道と人 守り守られ 共に生き」
・ 「住む人の 心が伝わる きれいな道路」
・ 「この道を 我が道と思う 心がけ」

VII 表 彰

1. 建設大臣は、道路交通の安全確保、道路の正しい利用、道路愛護等に関し功績が特に顕著な民間の団体又は個人を表彰する。
2. 都道府県知事は、道路交通の安全確保、道路の正しい利用、道路愛護等に関し著しい功績のあった民間の団体又は個人を表彰する。

IX 推進要領

道路管理者及び関係機関は、この月間において、国民の道路に対する理解と協力が得られるよう、道路の正しい利用の認識と道路愛護思想の普及について、地域の実情に即した課題を設定し、道路を利用する方々の意識に呼びかける運動を行う。あわせて、道路利用者の視点から交通安全施設等の点検と必要な整備を積極的に実施し、安全かつ快適な道路環境の保持に努めるものとする。

1. 道路環境の点検と整備

(1) 不法占用等の点検と指導

- ① 道路が置き看板、日除け、商品等により不法に占用され、通行の障害、道路環境の悪化をきたしていることにかんがみ、商店街等の歩行者及び自転車利用者等の多い地域、小学校並びに高齢者・障害者等の利用する機会の多い施設を中心とした地域等において、道路管理者自らが車椅子に乗る等道路利用者の立場から点検を行い、道路の不適正な使用の是正や正しい利用の指導を行うこと。

実施に当たっては、本月間前に不法占用物件の実態を把握するよう調査を行い、その調査結果に基づき、本月間中に占用物件に対する個別指導、撤去の勧告等を積極的に行うこと。特に悪質な事例については、監督処分等厳正な措置を講じること。

あわせて、道路の正しい利用について、説明会やチラシ配布等を通じた広報啓発活動を展開し、地域住民、地元商店街等の地域の理解を深め、地域ぐるみで安全で快適な道路環境の確保に努めること。

- ② 駅周辺及び市街地等における大量の放置自転車等については、条例等に基づき、関係機関等との協力により対処し、安全な歩行空間の確保に努めること。

(2) 交通安全施設等の点検と整備

- ① 既存の交通安全施設等が合理的かつ効果的に設置され、交通事故の防止と円滑な通行の確保のためにその役割を十分果たしているかを点検し、必要な改善に努めること。

点検にあつては、最近の事故状況を踏まえ、各地域の実態に応じた課題を設定し、道路利用者の視点から実施すること。その際、必要に応じて地域の住民・企業等の意見を聴くこと。

- ② 歩道については、段差・傾斜・勾配等の改善及び除草を実施し、平坦性・快適性の確保に努めること。
- ③ 道路標識等の視認性を確保するため、街路樹の枝葉を伐採する等、安全に通行できる道路環境を保持すること。

(3) 工事中の安全措置等の点検と指導

道路交通の安全と円滑を確保するため、道路工事、占用工事等各種工事について表示施設、安全柵、保安灯の設置、路面の仮覆工その他安全管理

事項の実施状況を点検し、必要な措置を講じるよう指導すること。

(4) 道路交通情報の連絡体制の点検と整備

道路交通の安全と円滑化を図り、事故等を未然に防止するため、異常気象時・事故発生時等における道路交通情報の連絡体制及び道路交通管理施設を総合的に点検し、必要な措置を講じること。

2. 道路の正しい利用の指導

(1) 道路利用者に対する指導等

① 道路構造の保全を図り、あわせて大型車両等による交通事故を防止するため、道路法及び車両制限令に違反して通行する車両に対し、「特殊車両の通行に関する指導取締りの強化について」（平成8年9月18日付け建設省道路局長通達）等を踏まえ、関係機関の協力を得て、強力かつ効果的に指導取締りを実施すること。また、高速自動車国道等においては、料金所での違反車両の進入防止等の措置を強力に展開すること。

さらに、ポスター掲示、パンフレット配布等を通じ、道路法及び車両制限令の趣旨の周知徹底に努めるとともに、車両の積載物の落下防止等の措置について、併せて指導すること。

② 道路の構造に応じた車両の重量、高さ等の制限の必要な箇所について、その実態を点検し、適切な通行制限を行う等必要な措置を講じること。

③ 道路に空き缶、たばこの吸い殻等のゴミを捨てないよう、パンフレットの配布等により道路を利用する際のマナーの向上に努めるよう指導すること。

(2) 地域住民に対する指導

商品の荷捌き、路上作業等により通行機能が阻害されないよう、道路の正しい利用について、町内会、婦人会、商店会等を通じて指導すること。

3. 道路愛護思想の普及

道路の正しい利用について、街頭指導や地域住民の参加による道路の清掃美化運動の実施、道路愛護団体の育成等により、道路愛護思想の普及に努めること。

4. 広報活動の推進

「道路は国民共有の、つまりあなたの財産、常に広く、美しく、安全に」を基本テーマとし、報道機関の協力を得て、道路の意義、重要性について広報するとともに、本運動の周知徹底を図ること。

このため、講演会、展示会、道路見学会、一日道路パトロール等の行事の実施、ポスター等の掲示、チラシの配布等各地の実情に即した効果的な広報活動を強力に推進すること。